

横浜市立大学「課外活動」における 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン(Ver.4) (令和3年3月22日から当面の間)

○ はじめに

課外活動は、現代社会が求めるコミュニケーション能力や課題解決力、リーダーシップなどの社会人としての基礎的能力を培う自主的な活動であり、学修以外の大学生活における重要な要素です。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染が終息するには、いまだ長い期間を要することが予想されるため、引き続き、感染防止対策を継続することが必要です。

本ガイドラインは、学生及び皆さんのご家族の生命を守るための感染防止と課外活動との両立を図ることを目指し、その感染防止対策と活動基準の留意点を整理したものです。

令和2年7月3日に本ガイドラインを策定し、8月6日、12月8日には一部改訂しましたが、現時点で実施可能な事項を反映させるため、また、注意すべき事項を追記するため、再度一部を改訂(二重下線部(文言の修正は除く))します。学生団体の皆さんには、再確認をお願いするとともに、今後も本ガイドラインを順守した活動を進めてください。

福浦キャンパス内での活動については、附属病院と隣接していることから感染防止対策の継続のため原則土日祝祭日に限定して利用可能とし、グラウンドの利用再開については4月にはグラウンド整備を開始し、整備終了後より利用可能とします。詳細な日程が決まり次第、別途ご案内いたします。ひきつづき金沢八景キャンパス内の施設を福浦所属団体も利用しますので、他の学部の学生団体の皆さま、ご理解とご協力をお願いします。

なお、今後の動向(感染再拡大の状況)が不透明なことにより、本ガイドラインの期間終了日を引き続き「当面の間」としています。

※緊急事態宣言の延長などにより、ガイドラインに記載するスケジュールを変更する可能性があります。

【Ver.3からの主な変更点】

- Ver.4はこれまでのガイドラインの内容を次のカテゴリ一別にまとめなおしました。(順守すべき基本的な内容はこれまでと変わりません。)

(主な変更点)

I 感染防止対策の徹底

II 活動時間・回数

III 必要な書類の提出

1 活動計画書・申請書および学外団体活動等届出書

活動申請書の提出期限を活動予定月の前月20日までとする。

4 学外関係者の身分登録

学外関係者(OB、コーチ、監督、他大学所属学生など)が部活動に参加する場合は、必ず身分証明フォームに登録すること。

IV 重要事項

V 活動制限(週2回・3時間以内)の解除に向けたスケジュール

モニタリング期間(緊急事態宣言解除後)で大学が感染対策、事務手続に問題ないと認めた団体のみ、活動制限(週2回・3時間以内)を解除する。

VI 活動停止の基準

発覚した事例によって活動停止とする基準を明記する。(継続して検討する)

I 感染防止対策の徹底

1 基本的な対策

次の事項については、課外活動のみならず、日常生活を送る上での基本としてください。

(1) 3密の回避

- ① 「密閉」空間にしないよう、こまめな換気(常時、窓や扉の開閉)を行う。
- ② 「密集」しないよう、人と人との距離をとる。※人と人との距離2m以上(マスク着用時は最低1m)
- ③ 「密接」した会話や発声は避ける。※常にマスクを着用

(2) 感染リスクが高まる「5つの場面」の回避

次の感染リスクが高まる行為はやめましょう。

詳細については、別添「感染リスクが高まる「5つの場面」を参照してください。

- ① 飲酒を伴う懇親会など
- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活 ※サークル棟(部室)も同様
- ⑤ 居場所の切り替わり

(3) 外出前における健康チェック

各自、次の5項目を必ずチェックし、1つでも該当する項目がある場合には、外出しないようにしてください。

- ① 検温を行い、発熱(平熱以上)がある。
- ② せきや、のどの痛み、違和感がある。
- ③ 身体のだるさ(倦怠感)を感じる。
- ④ 嗅覚・味覚の異常がみられる。
- ⑤ 家族、同居する人に発熱や上記の症状がみられる。もしくは感染者がいる。

○ 発熱・せき・のどの痛みがあるとき

かかりつけ医がいる場合は、事前に連絡をして受診してください。

いない場合は、神奈川県発熱等診療予約センターで受診予約ができます。

【神奈川県発熱等診療予約センター】0570-048914 (9:00~21:00)

※一部のIP電話などつながらない場合は045-285-1015におかけください。

○ 万が一、学生団体内から感染した人が確認されたときは、速やかに保健管理センターまたは学生支援課学生担当へ連絡してください。また、活動は停止してください。

【保健管理センター】045-787-2270 平日 8:30-17:15

【学生支援課】045-787-2036 平日 8:45-17:00

【医学教育推進課】045-787-2588 平日 8:45-17:15

2 活動における対策

	対策内容
入構時	検温所でサーモカメラによる検温 【検温所開設場所】YCU スクエア 1 階 (全日 8:30 -20:00) ※福浦キャンパスへの入構については、福浦キャンパスの運用に従ってください。
活動前	①健康状態の再確認 (せきやのどの痛み、身体のだるさ (倦怠感) を感じたときは活動を控え帰宅) ※各学生団体の代表者などは、参加者の健康状態を確認してください。 ②衛生面の徹底 (石けんでの手洗いやアルコール消毒剤での手指消毒を徹底)
活動中	次の事項を基本とし、練習方法については、各学生団体が所属する競技連盟などのガイドライン順守 ①3 密の回避 (前ページ参照) ②接触機会の低減 (できる限り個人の器具を使用。貸し借りは避けること) ③飛沫の防止 (できる限りマスクを着用。会話する際は人と人との距離 2m 以上の確保。手で顔に触れることは避けること) ④大声での応援、掛け声の自粛
活動後	次の事項を基本とし、器具などの消毒方法については、各学生団体が所属する競技連盟などのガイドライン順守 ①衛生面の徹底 (石けんでの手洗いやアルコール消毒剤での手指消毒を徹底すること) ②濃厚接触の回避 (速やかに退構し、自覚ある行動をとること)

※食事は指定された場所(和室、シーガル会議室、国際交流室、学生フリースペース)以外は禁止です。

※食事や水分補給を行う際は、マスクを外しますので、会話をしないようお願いします。

II 活動時間・回数

「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」(文部科学省作成)の「2 大学等における感染症対策の基本」に則り、**課外活動における施設利用は、短時間の利用、一斉利用をしないなどの工夫が求められています。**

1 活動回数

1週間(月曜～日曜日)あたり2回まで(公式戦は除く)

2 活動時間

1回あたり3時間まで(公式戦・練習試合は除く)

3 利用可能施設・時間

別表のとおり

4 その他

- (1) 練習試合は練習の一環であるため、活動回数に含まれます。ただし、公式戦は別枠とします。
- (2) 学外がフィールドである活動については、移動時間があるため、正味3時間までとします。
- (3) 着替えなどでサークル棟(部室)や更衣室の滞在時間は、この時間に含まないこととしますが、速やかに退室してください。
- (4) 公式戦、練習試合、演奏会などを実施または参加する場合は、下記の「**Ⅲ 5 試合・演奏会を実施する場合の手続**」のとおり行ってください。

Ⅲ 必要な書類の提出

次の書類提出（活動計画書、活動申請書、活動報告書など）については、感染リスクの有無を事前に判断するため、また、参加者が感染した場合、速やかに対応するため、提出をお願いしています。提出期限は必ず順守してください。順守できない場合は、活動を許可できませんので、注意してください。

1 活動計画書・申請書および学外団体活動等届出書

	活動計画書	活動申請書	学外団体活動等届出書 (学外で活動する場合)
記載内容	学生団体の 具体的な感染防止対策	1か月間の 活動日時、場所、参加者	学外で活動する日の 活動日時、場所、参加者
提出期限	随時	<u>活動予定月の前月20日まで</u> <u>(20日が土曜・日曜・祝日の場合は</u> <u>その前日まで)</u> 例:5月に活動する場合 →4月20日までに提出 ※福浦所属団体の提出期限等は 医学教育推進課より案内します。	<u>活動申請書と同様</u>
注意事項	<u>3月8日以降に活動する団体</u> <u>は提出</u>	試合などを学内で実施する場合、 相手校の名簿も提出	近隣地域でも提出

(1) 提出先

- ① 八景キャンパス所属団体 学生支援課へメール (club_hk@yokohama-cu.ac.jp) で提出
- ② 福浦キャンパス所属団体 医学教育推進課へメール(handal8@yokohama-cu.ac.jp)で提出

(2) 活動許可の回答

提出日の3日後（土曜・日曜・祝日を除く）までに結果を通知

2 活動報告書

1回の活動に対し1通、提出してください。活動報告書の場合は、不備などがあるときのみ連絡します。返信がない場合は受理されたことを意味します。

なお、活動を中止にした場合には、メールでその旨を報告してください。

項目	活動報告書
記載内容	活動日の時間、場所、活動内容、参加者
提出期限	活動終了後の3日後まで(活動日を含む)
注意事項	試合などを学内で実施した場合は、相手校の名簿も提出

3 書類の提出方法

次のルールで送信してください。

項目	ルール内容
メール件名	【活動計画書・申請書の場合】：団体名、○月分活動計画書・申請書 【活動報告書の場合】：団体名、○月○日分活動報告書
添付方法	・データは書類ごとに分けて提出すること。※Excel形式で提出すること ※一式で提出されると、どの申請書類を提出したか判断できない場合があります。 ・活動申請書と活動報告書は別のメールで送信すること。
ファイル名	【活動計画書・申請書の場合】：団体名、○月計画書・申請書 【活動報告書】：団体名、報告書（活動日を入力）
提出者	提出者は原則1名。主担当が提出できない場合は副担当が提出すること。
施設予約	申請書を提出する前に施設予約を徹底すること。 施設予約の「承認」を行う際に、提出された申請書を確認していますが、「施設予約が未申請」、「別の施設を予約」、「申請書に未記載の日程あり」といったケースが多く見られます。申請書を提出する前に施設予約を行い、予約した場所を申請書に記載し提出してください。

【活動計画書・申請書、および活動報告書の提出方法】

送信(S)	差出人(M) ↓	自分のメールアドレス
	宛先(T)	club_hk@yokohama-cu.ac.jp
	CC(C)	
	BCC(B)	
	件名(U)	〇〇〇部 〇月活動計画書・申請書
	〇〇〇部 〇月計画書・申請書.xlsx	116 KB
	〇〇〇部 学外団体活動等届出書・〇月〇日.xls	47 KB

横浜市立大学 学生担当 様

いつもお世話になっております。横浜市立大学〇〇〇部の△△ △です。
〇月分活動計画書・申請書を提出いたします。
ご確認のほどよろしくお願いいたします。

△△ △
横浜市立大学 〇〇〇〇学部〇年
E-mail : #####@yokohama-cu.ac.jp

※活動計画書・申請書を提出する場合

<重要> 件名とファイルがガイドラインの記載内容に沿っているかを確認しましょう。

学外で活動する場合は必ず学外団体活動等届出書を添付してください。

【重要】
「活動申請書」の中に「学外団体活動等届出書」を入れないでください。

【重要】
活動申請書と活動報告書は別のメールで送信すること。

送信(S)	差出人(M) ↓	自分のメールアドレス
	宛先(T)	club_hk@yokohama-cu.ac.jp
	CC(C)	
	BCC(B)	
	件名(U)	〇〇〇部 〇月〇日分活動報告書
	〇〇〇部 報告書〇月〇日.xlsx	51 KB

横浜市立大学 学生担当 様

いつもお世話になっております。横浜市立大学〇〇〇部の△△ △です。
〇月〇日分活動報告書を提出いたします。
ご確認のほどよろしくお願いいたします。

△△ △
横浜市立大学 〇〇〇〇学部〇年
E-mail : #####@yokohama-cu.ac.jp

※活動報告書を提出する場合

<重要> 件名とファイルがガイドラインの記載内容に沿っているかを確認しましょう。

4 学外関係者の身分登録

学外関係者（監督、コーチ、OB・OG、他大学所属学生など）が、課外活動に参加する場合は、必ず次の身分証明フォームに登録してください。

学外関係者の情報は、部員が代行して入力してください。



← **【身分証明フォーム入力画面】**

URL:

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=Zm1jwv7LuEGJXO5cvYvHVTo4-Zcl-mdNL-0E1cYaq3dUMIBNSkdHTDBVUlcxUFhTUKJJUFYzMUtLVy4u>

5 試合・演奏会を実施する場合の手続

大会に向けて対外試合を計画している場合は、学生支援課（福浦 C は医学教育推進課）に**必ず事前相談**してください。

競技特性に応じた**感染防止対策**が、取られているか否かで判断します。また、対戦相手が予定されている場合は、**対戦相手の感染防止に関する取組**を把握しておいてください。

音楽系団体が参加する演奏会なども同様です。

(1) 事前相談（試合等の1か月前まで）

【必要な情報】

- 大会の種別（公式戦、練習試合）、○参加人数（見込みで可）、○運営スケジュール、
- （本学を会場とする場合）本学を会場にする経緯・理由

(2) 必要書類の提出（試合等の2週間前まで）

① 試合前に必要なもの（試合等の2週間前まで）

- （公式戦の場合）大会事務局の感染防止対策ガイドライン、○スケジュール表、

② 試合後に必要なもの

- （本学で試合を実施した場合）対戦相手校の参加者名簿

※活動報告書に対戦相手校の参加者名を記載してください。

(3) 試合・演奏会等要件のまとめ

	公式戦(合同演奏会含む)	練習試合(合同練習含む)
学内施設	<ul style="list-style-type: none">○参加人数がガイドラインに定める利用人数の範囲内であること。○対戦相手校も本学の感染防止対策ガイドラインを順守すること。○対戦相手の名簿を保管・提出すること。○正門付近で密にならないようにすること。○必ず検温と消毒作業を実施すること。	<ul style="list-style-type: none">○週2回の範囲内で行うこと。○参加人数がガイドラインに定める利用人数の範囲内であること。○対戦相手校も本学の感染防止対策ガイドラインを順守すること。○対戦相手校の名簿を保管・提出すること。○正門付近で密にならないようにすること。○必ず検温と消毒作業を実施すること。
学外施設	<ul style="list-style-type: none">○大会事務局の定めるガイドラインに沿って行うこと。	<ul style="list-style-type: none">○週2回の範囲内で行うこと。○会場のガイドラインに沿って行うこと。

IV 重要事項

1 公共交通機関・キャンパス内等での「マスク」の着用

公共交通機関の利用時のほか、対面で会話するときには、必ずマスクを着用してください。

2 合宿・対面での飲食を伴う懇親会等の禁止

課外活動の一環として、合宿、対面で懇親会など行うことを、当面の間、禁止します。

マスクをはずし、接近しての会話が弾む機会が多くなるなど、飛沫による感染が起きやすいこと、感染が起きたときには、クラスター（感染者集団）が発生するため、禁止します。懇親会など実施する場合には、オンラインで行ってください。

3 サークル棟(部室)・更衣室での注意事項

部室内での飲食は一切しないようにしてください。

また、一度に使用する人数を制限する、着替えは交替で行うなどの対策をとり、1人あたりの滞在時間を限りなく短くしてください。さらに、入室する場合は、窓や扉を開け、換気してください。

※換気終了後は、盗難防止のため必ず施錠すること！

4 活動に必要な書類の提出期限厳守

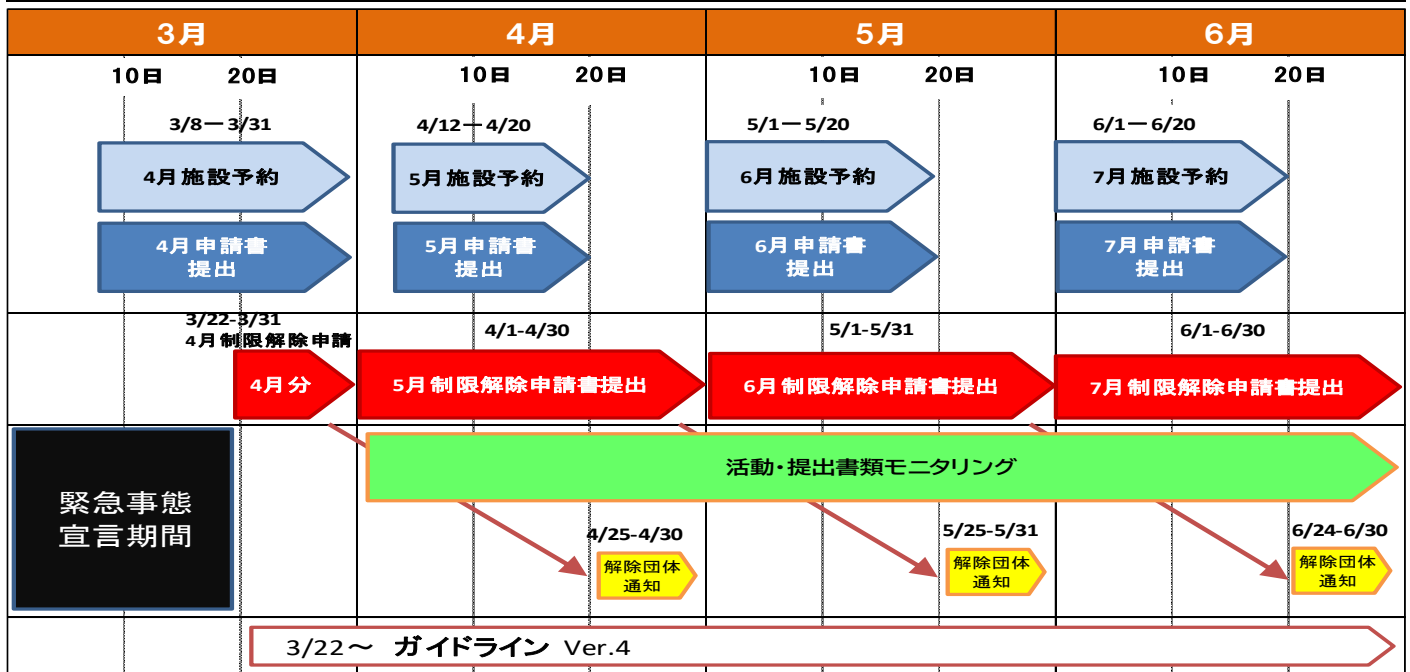
期限までに提出していない学生団体は、活動を許可できませんので、注意してください。やむを得ない事情が生じた場合には、学生支援課まで相談してください。

V 活動制限(週2回・3時間以内)の解除に向けたスケジュール

3月(緊急事態宣言解除後)からも、モニタリングを引き続き実施します。

その結果、本学ガイドラインを順守(感染防止対策、必要書類の提出期限・記載内容)していると大学が判断した学生団体については、活動日数・時間の制限を解除します。

制限解除については、感染状況次第ですが、最短で6月の活動からとなります。<3~4月モニタリング→4月末に制限解除団体として活動許可通知→解除した日程で6月分の施設予約→6月から活動可能>(福浦キャンパス内での活動制限解除後の活動については検討中です。決まり次第改めてご案内いたします。)



VI 活動停止の基準

次の事例が発覚した場合は、それぞれの内容に沿って活動を停止しますので、注意してください。
また、停止の事例については停止内容も含めて引き続き検討していきます。

事例	活動停止内容
①施設予約の未実施	該当日の活動停止
②活動申請書・報告書、学外団体活動等届出書の「未提出」、「提出遅延」、「事後提出」	該当日または、次回の活動日の活動停止
③無断での試合(または演奏会)の開催・参加	発覚時点から活動停止とし、学生生活保健協議会での協議後、活動停止期間を決定
④課外活動としての懇親会などの開催(オンラインは除く)	
その他の事例	※継続して中央委員会(学生団体)と検討

<参考資料>

- 課外活動(自主活動期間における施設使用)の新型コロナウイルス感染防止対策について〔大阪市立大学作成〕
- 「新しい生活様式」の実践例〔厚生労働省作成〕
- 新型コロナウイルス感染症対策としての「UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン」(2020.6.18 第1版)〔一般社団法人大学スポーツ協会作成〕
- 「新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府への提言」(2020.10.23)〔内閣官房〕